

給油取扱所に設けることができる 建築物の用途の整理

総務省消防庁危険物保安室

給油取扱所に設けることができる建築物の用途の整理

令和3年度検討会を踏まえた検討の方向性

給油取扱所においては、危険物取扱者によって取り扱う危険物を厳重に管理する必要があり、火気についても同様に危険物取扱者等により厳重に管理し、火災の危険性を極小化する必要がある。また、危険物施設である給油取扱所では、営業が行われている間は、利用者が絶え間なく出入りするため、これらの利用者を危険物取扱者等の係員が十分に把握し、かつ、火災等が発生した場合には適切に避難誘導することができる範囲において業務を行うべきである。

これらを制度的に担保するため、現行基準において、給油取扱所の用に供する建築物に設けることができる用途については、給油等のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした店舗、飲食店又は展示場とされており、これらの用途の範囲の解釈を通知によって例示（美容室・理容室、コインランドリー、喫茶店等）してきたところである。

一方で、近年は給油取扱所における経営多角化の流れがあり、業務の多様化のニーズが増えてきたところである。

これらを踏まえ、本検討会において、給油取扱所で火災等が発生した場合の利用者の安全確保に対するリスク等を検討し、給油取扱所に設けることができる用途を整理することとする。

給油取扱所に設けることができる建築物の用途の整理

給油取扱所に設けることができる建築物の用途については、消防法施行令別表第一に則して整理することとし、**下記以外の用途については、給油取扱所の用に供する部分に設置を認めることとする。**なお、設置する場合の安全対策として、消防法や条例に基づく収容人員や避難上必要な施設の管理について、予防規程で具体的に記載させてはどうか。

1 自力避難困難者が多数利用する用途……………右表

消防法施行令別表第一(6)項（病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園等）

⇒ 利用者の特性から火災時の避難が困難であるため、これまで通り設置は認められない。

2 構造特性や利用形態の特性により避難が

困難となる用途……………右表

(2)項（キャバレー、遊技場、風俗営業等の店舗、カラオケボックス等）、(5)項（旅館、ホテル、共同住宅等）、(7)項（小学校等）、(9)項（公衆浴場等）

⇒ 機密構造を多く取り入れているものや就寝を伴う等、火災時の避難が遅れる又は相当の混乱が予想されるため、これまで通り設置は認められない。

3 火災のリスクが高まるおそれのある用途又は

特に火災から保護すべき建築物の用途……………右表

(10)項（車両の停車場等）、(13)項口（飛行機等の格納庫）、(17)項（重要文化財等）

⇒ 火災のリスクが高まるおそれのあるものや、焼損した場合に社会的影響が大きく、修復が困難となる可能性があるものは、これまで通り設置は認められない。

項別	特定	防火対象物の用途	これまでの通知で例示した用途（業務を含む）	※
(1)	イ	● 劇場・映画館・演芸場・観覧場		
	ロ	● 公会堂・集会場		
(2)	イ	● キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等		×
	ロ	● 遊技場・ダンスホール		×
	ハ	● 風俗営業等の店舗等		×
	ニ	● カラオケボックス等		
(3)	イ	● 待合・料理店等		
	ロ	● 飲食店	喫茶店	
(4)		● 百貨店・マーケット等	コンビニエンスストア、スーパーマーケット、家庭用の塗料・カセットボンベの販売、ドライブスルー形式	
(5)	イ	● 旅館・ホテル・宿泊所等		×
	ロ	－ 寄宿舎・下宿・共同住宅		×
(6)	イ～ニ	● 病院・特別養護老人ホーム・老人サービスセンター・幼稚園等		×
(7)		－ 小学校・中学校・高等学校等		
(8)		－ 図書館・博物館・美術館等		
(9)	イ	● 蒸気浴場・熱気浴場等		×
	ロ	－ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		×
(10)		－ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の飛着場		
(11)		－ 神社・寺院・教会等		
(12)	イ	－ 工場・作業場		
	ロ	－ 映画スタジオ・テレビスタジオ		
(13)	イ	－ 自動車車庫・駐車場		
	ロ	－ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
(14)		－ 倉庫		
(15)		－ 前各項に該当しない事業所	コインランドリー、簡易郵便局、理容室、美容室、LPGの取次ぎ、レンタカー取次ぎ	
(17)		－ 重要文化財等		

※これまでの通知により設置が認められていない用途